

徳島県告示第九十八号

昭和四十六年徳島県告示第二百四十九号（農地法施行令第二条第一項前段の算定方法に代わるべき算定方法）は、廃止する。

平成二十八年三月二十三日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門